

日常生活用具の種類等一覧

○障害のある方

No	名称	種目	対象者
1	介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者
2	介護・訓練 支援用具	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の障害児・者であって、常時介護を要する者
3	介護・訓練 支援用具	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の障害児・者であって、常時介護を要する者
4	介護・訓練 支援用具	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者であって、入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者
5	介護・訓練 支援用具	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者であって、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者
6	介護・訓練 支援用具	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者
7	介護・訓練 支援用具	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児(原則3歳以上)
8	介護・訓練 支援用具	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児(原則学齢児以上)
9	自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害児・者であって、入浴に介助を必要とする者
10	自立生活 支援用具	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者
11	自立生活 支援用具	頭部保護帽	(1)身体障害児・者で、頻繁に転倒の恐れがある者 (2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者
12	自立生活 支援用具	T字状・棒状のつえ	身体障害児・者であって、つえなしでは歩行困難な者
13	自立生活 支援用具	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害児・者であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者
14	自立生活 支援用具	特殊便器	上肢障害2級以上の障害児・者
15	自立生活 支援用具	火災警報機	療育手帳重度以上、身体障害者手帳2級以上又は精神障害者保健福祉手帳1級の障害児・者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者

16	自立生活 支援用具	自動消火器	療育手帳重度以上、身体障害者手帳2級以上又は精神障害者保健福祉手帳1級の障害児・者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者
17	自立生活 支援用具	緊急時安否確認用具	肢体不自由2級(下肢又は体幹機能を含む。)以上又は聴覚障害3級以上の障害児・者
18	自立生活 支援用具	電磁調理器	視覚障害2級以上の障害児・者であって、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者
19	自立生活 支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の障害児・者
20	自立生活 支援用具	聴覚障害者屋内信号装置	聴覚障害2級以上の障害児・者であって、聴覚障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する者
21	在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の障害児・者であって、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行なう者
22	在宅療養等 支援用具	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者
23	在宅療養等 支援用具	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者
24	在宅療養等 支援用具	動脈血流酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害又は心臓機能障害の程度が3級以上の身体障害児・者又は身体障害者手帳3級以上であって必要と認められる者
25	在宅療養等 支援用具	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行なう者
26	在宅療養等 支援用具	視覚障害者用音声体温計	視覚障害2級以上の障害児・者であって、視覚障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者
27	在宅療養等 支援用具	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の障害児・者であって、視覚障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者
28	在宅療養等 支援用具	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上の障害児・者であって、視覚障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者
29	情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障害のある者
30	情報・意思疎通 支援用具	情報・通信支援用具	視覚又は上肢機能障害2級以上の障害児・者
31	情報・意思疎通 支援用具	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の障害児・者であって、必要と認められる者
32	情報・意思疎通 支援用具	点字器	視覚障害児・者
33	情報・意思疎通 支援用具	点字タイプライター	視覚障害2級以上の障害児・者で本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者

34	情報・意思疎通 支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダ ー	視覚障害2級以上の障害児・者
35	情報・意思疎通 支援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の障害児・者
36	情報・意思疎通 支援用具	視覚障害者用読書器	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者
37	情報・意思疎通 支援用具	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の障害児・者
38	情報・意思疎通 支援用具	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害のある障害児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者
39	情報・意思疎通 支援用具	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
40	情報・意思疎通 支援用具	人工喉頭 A 笛式 B 電動式 C 埋込型人工喉頭用人工鼻(シャ ント発声するために必要な消耗 品一式)	A及びB 音声機能若しくは言語機能障害児・者 又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著 しい障害を有する者 C 音声機能若しくは言語機能障害児・者であっ て、埋込型人工喉頭を常時使用している者
41	情報・意思疎通 支援用具	視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障害児・者
42	情報・意思疎通 支援用具	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害 児・者
43	排泄管理 支援用具	A ストーマ装具 ・ 蓄便袋 ・ 蓄尿袋 ・ ストーマ用品 ・ 洗腸用具 B 紙おむつ等	A ぼうこう又は直腸機能障害児・者であって、ス トーマを造設している者 B 脳性麻痺等脳原性運動機能 障害に起因する高度の排便機能 障害又は高度の排尿機能障害が ある者で、意思表示が困難な者 (※)
44	排泄管理 支援用具	収尿器	高度の排尿機能障害のある障害児・者
45	住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行 性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害 に限る。)のある障害等級3級以上の障害児・者 (ただし、特殊便器への取り替えをする場合は上 肢障害2級以上の障害児・者)

※ 紙おむつの支給には、脳原性運動機能障害で、乳幼児期以前(3歳未満)に障害が発症しているなど、いく
つかの条件があります

○難病等のある方

No	名称	種目	対象者
1	介護・訓練 支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者
2	介護・訓練 支援用具	特殊マット	寝たきりの状態にある者
3	介護・訓練 支援用具	特殊尿器	自力で排尿できない者
4	介護・訓練 支援用具	体位変換器	寝たきりの状態にある者
5	介護・訓練 支援用具	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者
6	介護・訓練 支援用具	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者
7	自立生活 支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者
8	自立生活 支援用具	便器	常時介護を要する者
9	自立生活 支援用具	歩行支援用具	下肢が不自由な者
10	自立生活 支援用具	特殊便器	上肢機能に障害のある者
11	自立生活 支援用具	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等 等のみの世帯及びこれに準ずる世帯
12	在宅療養等 支援用具	ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者
13	在宅療養等 支援用具	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者
14	在宅療養等 支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器(パルス オキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要なもの
15	住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者